

## 第1章 総則

- (名称) 第1条 この会は、高岡市身体障害者協会という。
- (事務所の所在地) 第2条 この会の事務所は、高岡市博労本町4番1号に置く。
- (目的) 第3条 この会は、身体障害者の自立更正と、会員相互の福利増進を図ることを目的とする。
- (事業) 第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行なう。  
1. 身体障害者の自立更正のための相談事業  
2. 会員の福利増進、向上を図る為の事業  
3. その他、協会の目的達成に必要な事業

## 第2章 組織

- (組織) 第5条  
1. この会の会員は、地方公共団体が発行する身体障害者手帳保持者で、本市に居住し、この会の目的に賛同し、会費を納入した者をもって組織する。ただし、この会の支部において、支部長が会費の免除を認めた者も含む。  
2. この会に、肢体障害者部会、視力障害者部会、聴力・言語障害者部会、の部会を置く。

## 第3章 本部役員および支部役員

- (本部役員) 第6条 この会に、次の本部役員を置く。  
会長 1名 副会長 3名 事務局長 1名  
理事 若干名 監事 2名
- (会長) 第7条  
1. 会長は、総会において選出する。  
2. 会長は会務を総理し、この会を代表する。
- (副会長) 第8条  
1. 副会長は、各部部长がこれにあたる。  
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は、これを代理する。
- (事務局長) 第9条  
1. 事務局長は、会長が委嘱する。  
2. 事務局長は、会長の命を受け、事務執行の任に当たる。
- (理事) 第10条  
1. 理事は各部会、支部の推薦を受け、会長が任命する。  
2. 理事は、支部長会及び役員会に出席し、規定する権限事項について協議、議決する。
- (監事) 第11条  
1. 監事は、総会に於いて選出する。  
2. 監事は、会計を監査する。  
3. 本会に役員会の承認を得て、顧問・相談役・参与を置くことが出来る。顧問・相談役・参与は会長の諮問を受け意見を述べる事が出来る。  
4. 本会に名誉会長を置くことが出来る。名誉会長は高岡市長とする。
- (支部役員) 第12条 この会の支部に、次の役員を置く。  
支部長 1名 副支部長 若干名  
会計 1名 理事 若干名
- (支部長) 第13条 支部長は、支部の選出を受け、会長が委嘱する。  
1. 支部長は、支部長会及び役員会に出席し、それぞれの規定する権限事項の協議、議決に当たる。
- (副支部長・支部会計・支部理事) 第14条 支部長を除く支部役員は、各支部で選出する。  
1. 支部長を除く支部役員は、役員会に出席し、規定する権限事項について協議、議決する。
- (本部役員・支部役員の任期) 第15条 役員の任期は2年とする。  
1. 補充のため就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。  
2. 役員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでその職務を行なう。

## 第4章 会議

- ( 会議の種類 ) 第 1 6 条 この会の会議は、次のとおりとする。  
( 1 ) 総会 ( 2 ) 支部長会 ( 3 ) 役員会
- ( 総会 ) 第 1 7 条 総会は、支部及び部会から選出された代議員をもって構成し、次に掲げる事項を議決する。  
1 . 予算及び決算  
2 . 事業計画及び事業報告  
3 . 会則の改廃  
4 . 会長及び監事の選出  
5 . その他、会長において必要と認めた事項。
- ( 議長の選出 ) 第 1 8 条 総会の議長は、代議員の中から選出する。
- ( 議決 ) 第 1 9 条 議事は、出席した代議員の過半数をもって決する。  
可否同数の時は、議長の決するものとする。
- ( 支部長会 ) 第 2 0 条 支部長会は、正・副会長、事務局長、支部長をもって構成し、次の事項を協議する。  
1 . 総会、役員会に提出する議案。  
2 . 予算案の決定及び本会の運営、予算の執行。  
3 . その他、会長において特に必要と認めた事項。  
4 . 支部長会の議長は、会長これに当たる。
- ( 役員会 ) 第 2 1 条 役員会は、本部役員及び支部役員をもって構成し、次の事項を議決する。  
1 . 執行部会で提案された案件及び総会に提出する議案。  
2 . その他、会長において特に必要と認めた事項。  
3 . 役員会の議長は、会長がこれに当たる。
- ( 専決 ) 第 2 2 条 軽易な事項は、会長及び事務局長が協議の上、専決する事が出来る。  
なお、専決事項については支部長会に報告するものとする。
- 第 5 章 経理
- ( 経費 ) 第 2 3 条 この会の経費は、次の収入をもって充てる。  
会費、補助金、寄付金、事業収益金、その他の収入
- ( 会費 ) 第 2 4 条 この会の会費は、年額 5 0 0 円とする。
- ( 会計年度 ) 第 2 5 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 3 1 日をもって終わる。
- ( その他 ) 第 2 6 条 会務報告にあたり、必要な細則は役員会の承認をえて別に定める。
- 第 6 章 付則
- ( 施行日 ) 第 2 7 条 この会則は、平成 1 2 年 5 月 1 日より施行する。  
昭和 2 5 年 8 月 2 4 日決定  
昭和 3 1 年 4 月 改定  
昭和 3 6 年 4 月 1 日改定  
昭和 5 5 年 4 月 2 0 日改定  
平成 4 年 4 月 2 9 日改定  
平成 9 年 4 月 2 7 日改定  
平成 1 2 年 4 月 3 0 日改定